

が会員に来ないよう、「平成維新の会」を名乗っての会員活動は休止する。会員支援センターは6月末で廃止する。今後は新しい活動会員組織を作り自立運営する。(大前さんに事故あった場合、「平成維新の会」を名乗っていると負債が会員にくるリスクあり、休止して欲しい旨大前さんより要請あり) **6月5日 東京エリアマネージャー会議** 全国道州協議会決定を承認し、東京エリアの活動会員の受皿となる新しい組織(仮称)「平成維新を実現する都民の会」を立ち上げる旨決議する。

●「大前通信」について 95年9月より開始。A4版4ページで、月2回刊。FAXでの提供となる。年会費は1万円。発行主体は「大前通信事務局」申込みは直接「大前通信事務局」、または各任意団体(例「都民の会」)を通じてでもOK。任意団体からの申込みの場合、大前通信事務局より5千円団体に還付される。

●平成維新の会会員資格残存期間の扱いについて 会員資格の残存期間中、9月より「大前通信」が送付される。その間に関しては、FAXをお持ちでない方にも郵便で送付される。(郵送の方は月1回)

## 第2部 「平成維新を実現する都民の会」設立総会

### 1. 新組織趣旨説明

6月5日 東京エリアマネージャー会議 全国道州協議会決定を承認し、東京エリアの活動会員の受け皿となる新しい組織(仮称)「平成維新を実現する都民の会」を立ち上げる旨決議する。

### 2. 規約審議

#### ①「平成維新を実現する都民の会会則案」の説明 杉原氏

いずれ誰かがやらねばならないこととて、私の方で素案を作り、エリア、サブマネージャー等にFAXなどで意見を伺い、また、パソコン通信の中でも意見を募り、それら意見を集約し、その都度改良して第1次案を手始めに第9次案まで作成した。配布されている会則案は、先日のサブマネージャー会議がこの第9次案を

討議改良し、サブマネージャー会議として決定した案である。

案の作成にあたり、特に留意した点は、「会の民主性」「会の公開性」「会運営労力の多くの人への分散」「会のダイナミックで効率的運営」「自主的小グループ活動の促進」「半固定的会則と可動的細則の分離」簡潔を旨としたが、「東京エリア規約」と違い、上部構造のない完結した会の規約なので、最小限の規定は盛込む必要あり、前規約に比べれば長くなった。定義が曖昧になる「カタカナ」の使用は出来るだけ避けた。その他、資料には書いてないが、「現体制からスムーズに」も+αだ。

#### ②〔審議〕1. 第2条(本会の定義)について

原案: 本会は、大前研一が提唱する平成維新を実現する市民運動団体である。

小枝氏: 私は大前さんの言うことに賛同して入った。その内容を大前さんが言おうが菅井さんが言おうが他の方でも同じ。だからこういう所に個人名をいれるのはおかしい。大前さん個人の後援会的ものとの誤解もありうる。入会運動を行なう場合にも不利益が生じると思う。

? 氏: 今の意見に反対。私は大前さんの意見に賛同して入ってきた。大前さんを尊敬して入会した。その大前さんを抜いてしまったらなくなってしまうのではないか。生活者主権のなんとかだけにしたらなんだか分からないものになってしまう。(ある程度)の人数の出席者より拍手)

小枝氏: そういう人は別に大前さんの支援団体でも作ってください。

A杉原氏: パソコン通信上のご意見で、大前研一という名前は抜き、平成維新憲章を実現する団体とし、必要ならば、補則でも、この憲章は大前研一起草によるとでもしておけばよいのでは? というものがあつた。私自身はこだわらないが、会員以外の外から見た人の分りやすさを考え入れた。

治田氏: 平成維新憲章を実現する団体とすればいい。大前さんの理念

はこれに全部書いてある。大前さんの名前を抜くと生活者なんとかという沢山ある団体と見分けがつかなく、一緒になる。

杉原氏: 確かに平成維新憲章は重要だが、大前さんが著書、テレビ等で言われたことのすべてが含まれているとは言えない。

足代氏: 私は個人的に正直には、大前さんもくるくる言うことの変わる方であるので、名前を入れておくとメチャメチャになって消滅の可能性があるのでは是非抜くべきと思う。しかし、このことで会が割れても消滅なので、うまくやる必要ありと思う。

? 氏:(女性)抜くのがいいと思う。

石原氏: 私自身は大前さんの名前入っていてもいいが、将来的に幅広い支持を得るためには、名前は無いほうがいいと思う。ピラや宣伝では、大前さんのと言って売り込めますから。

? 氏: 私も大前さんの名前は抜いておくべきと思う。定義は「平成維新憲章を実現する」とし、補則で大前さんの書いたといれておくべき。その他意見多数。

決定「大前さんの名前入れる」多数決決定 29 > 26 棄権記録無し 審議 1-2

? 氏: 大前さんの意見に賛同して入ったが、これから大前さんが何を言うか分からないから、「大前研一の提唱した」にするべき。

その他意見多数。

決定「大前研一の提唱する」多数決決定 24 > 23 棄権 4

#### 審議 1-3

出席者意見を議長望月氏集約の上、

1. 大前研一の提唱する(原案)

2. 大前研一の提唱する生活者主権の理念を実現する

3. 大前研一の提唱する平成維新憲章の理念を実現する

4. 大前研一の提唱する平成維新憲章の生活者主権の理念を実現する

先に上位2つを選択: 結果1と3。その後1と3で決選投票。